

研究ノート

明治前期における郵便ネットワークの伸展

小原 宏

① はじめに

明治前期の郵便局数の推移をみると、全国のピークは16年（1883）であり、後述のとおり多くの府県でも同様である。この要因として、当時の中央政府の所管部署であった逓送局が発行した『逓送局第十四次年報』には、逓送出張局¹開設以来大いに事業の改良を図り、地況の冷熱戸口の粗密等を審査して無駄を省き欠けている所を補って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられている。この見直しは創業以来増加を続けてきた全国の郵便局数が初めて減少に転じた際のものであり、年報に特記すべき事項とされたのであろう。全国の郵便局数は18年度以降も順次減少したが、翌年度の第十五次年報には同様の記述は見られない。ちなみに、同第十四次年報の記述で17年度末の郵便局等の数と前年度末からのそれらの増減をみると、郵便局数は国外設置局や郵便支局を含めて4,828局となり545局の減少、郵便切手売下所は23,977か所で1,994か所の減少、郵便函場は23,566か所で7,341か所も減少となった。一方、郵便受取所は483か所で193か所の増加となった。当時の郵便局は集配機能を持ったものであり郵便受取所はそれを持っていなかったことから、それらの調整は輸送や集配事務を含めた拠点の集約が行われて5,373局の10%もの郵便局が減少する中で減少分の35%程度の場所には窓口機能を残すというものであったとみることができよう。なお、後述するとおり、この時期に郵便局数が増加した府県も若干あることから、減少に転じた府県のみでみると、その調整はこれよりやや厳しめに行われたといえよう。

道府県別の郵便局数のピークは、近辻喜一（2018）によれば16年でないものも少なからずある。各道府県ともピークがあることから、第十四次年報の示すような調整が行われたことは推測できるし、同年報の記述によればそもそも各道府県のネットワークは均一でなかったことから、道府県の郵便局ネットワークの伸展の仕方や時期には違いがあると考えられ、いつどのような状況からどのように調整されていったかについては確認してみる必要がある。

そこで、本稿では、郵便の創業から明治前期のピーク後の調整がほぼ収まったとみえる時期までの集配郵便局ネットワークの濃淡や伸展・調整の早さや幅を道府県別および郡別に比較してその特徴を確認するとともに、その背景や要因を探ってみることとしたい。

② 道府県別等の伸展状況

まず、郵便局ネットワークの伸展・調整状況のうち、早期にネットワークが充実した道府県や年次別のピーク道府県数を確認するとともに、年次別の増減道府県を確認してみる。

1 16年3月の逓送区編制法の実施により全国を51の逓送区に分け、各逓送区に逓送出張局を設けて、中央政府と郵便局との間の中間管理機関とした。これにより、それより前は各道府県に郵便局の管理を委ねつつそれらからの上申を踏まえて逓送局がしていた郵便局の設置等もいわゆる直轄方式となった。

(1) データの作成

創業当初からの道府県別の郵便局数について比較可能な統計は未見²のため、本稿では田辺編・近辻校訂（2015）の旧国別郡別郵便局名表の各年12月末に設置されていた郵便局を郡ごとに数えあげて郡別の計数を作成した上、各郡を旧国別から47道府県別に組み替えて集計したものを時系列データとする。なお、このデータの郡名は掲載期間の明治4年（1871）から21年まで同一のものが使われており、それらは郡区町村制が施行された12年4月10日以降のものである。東京、京都および大阪の3市が周辺の郡から独立して表示されてはいるがその他の地域では市³が表示されていないことから、それら3市は例外であり各郡はデータ掲載期間の末である21年12月31日現在と見受けられるものの、それら3市もそれぞれ1とカウントすることとし、また、琉球国は一括で掲載されているためこれを1とカウントすることとした。その結果、それらを含めた郡数は780となった。

郡の中には北多摩郡のようにこの期間には現在と異なる府県に属していてその後の編入により府県を移動したものもある⁴が、時系列比較のために郡の所属府県は現在の都道府県域に固定した。また、時期により異なる郡に属する郵便局があり、それが府県境の場合は別の府県に属することとなる場合があるが、本稿ではそれぞれ郡が属する府県に集計した⁵。（組み替えた道府県別の郵便局数は巻末の参考表を参照）。

以上のようにして作成したデータを使うことにより、上述のような若干の誤差はあるものの各年末時点の道府県別の集配郵便局数の時系列比較が可能となり、当時の変動の大宗を知ることができることとなった。

(2) 道府県別の進展状況の確認

このデータを使い、まずは、明治前期（4年～21年）の年ごとに設置郵便局数の最多年に該当する道府県の数を見ると表1のとおりである。

(N=47)	7年	8年	9年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
該当道府県数	1	2	2	4	7	19	29	9	1	3

出所：田辺編・近辻校訂（2015）（国別のものを筆者において道府県別に再構成してカウント）。表2～4も同じ。

備考1：確認した期間は4年から21年まで。表頭に表示のない年次は該当道府県数が0。

備考2：期間中の最多設置年が複数ある道府県があるため、期間中の総合計は47を超える。

表1 明治前期における郵便局の最多設置年別の道府県数

該当道府県数が最も多い年は16年の29（47道府県の61.7%）、次いで15年の19（同40.4%）となっている。また、7年、8年および9年に既に明治前期の最多設置局数を記録した県があり、早期に郵便局の設置が進んでいたところがあったことが分かる。なお、それら3年の該当県をみると7年、8年および9年の神奈川県と8年および9年の滋賀県の2県であるが、それ以降の

- 2 例えば、明治期の道府県別の郵便局数を採録したものに『日本帝国統計年鑑』各年があるが、その掲載年次は13年以降であり、各掲載年次の時点も年末であったり年度末であったりと異なっている。
- 3 「市制及び町村制」（明治21年法律第1号。21年4月25日公布）が施行されて最初に市制施行地に指定されたのは22年2月2日内務省告示第1号による東京、京都および大阪を含む36か所。
- 4 北多摩郡についてみると、13年5月に東西南北の多摩4郡に分割されるまでは多摩郡の一部として存在していたが、4年には北多摩郡となる地域は入間県と神奈川県の2県に属し、5年正月に入間県分が神奈川県に編入された上、26年4月に東京府に編入された。その後45年に多摩川を中心として神奈川県との境界変更があった。
- 5 例えば、気仙郵便局（9年に今泉郵便局から改称）は15年まで本吉郡に、16年以降は気仙郡に掲載されており、本吉郡は宮城県に、気仙郡は岩手県にカウントするため、それぞれの年次で異なる県に集計している。

年次も含めて最多設置局数が高原状態で継続している府県が20あることから、増加や減少の時期や幅は別に確認する必要がある。

そこで、各年別の道府県別の郵便局数の増減をみると表2のとおりである。10年に増加と減少と前年から不変の道府県数が3分の1ずつで均衡したほかは、創業から16年まで増加道府県数が多く、17年に減少の道府県数が増加のそれを大きく上回ってからは21年までその傾向が続いた。増加の道府県が多いのは5年の46（47道府県の97.9%）、7年の47（同100%）および13年の41（同87.2%）であり、一方減少の道府県が多いのは17年の36（同76.6%）および18年の39（同83.0%）である。これらから、設置郵便局数の最多年に該当する都道府県の数がピークを迎える16年やその直前で全体的な増加が急に起こったわけではないことが分かるとともに、17年で増加や前年と変わらない道府県数が急に少なくなり減少のそれが急増したことから、この年が明治前期における全国的な集配郵便局ネットワークの調整開始年であったことが確認できた。

(N=47)	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
増加	19	46	32	47	31	30	16	22	24
0	28	1	8	0	11	11	15	19	21
減少	0	0	7	0	5	6	16	6	2
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
増加	41	27	33	20	4	2	3	0	2
0	6	18	9	18	7	6	24	21	18
減少	0	2	5	9	36	39	20	26	27

表2 明治前期における郵便局の年次別増減道府県数

(3) 郡別の進展状況の確認

このような進展の状況は各道府県の中でも同様であったのかを確認することとし、年次別の郵便局数が最大の郡数を見る。結果は表3のとおりであり、10年および11年で若干の減少があるほかは16年まで増加し、17年から減少している。これも道府県と同様に高原状態となっている可能性があるため、増加の状況がどうであったかについては別に確認する必要がある。

(N=780)	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
郡数	13	31	37	153	185	206	189	188	210
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
郡数	370	435	558	618	412	277	268	237	209

表3 明治前期における郵便局の最多設置年別の郡数

そこで、これらの最多設置年別に、さらに翌年より多い設置数である（翌年郵便局数が減少する）郡数の割合を確認すると、表4のとおりであった。結果は16年が最も高くその割合は全体の3割を占めていたこと、17年から減少する郡が多かったことが分かった。

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
郡数割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	2.6%	2.9%	1.9%	1.4%	1.0%
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
郡数割合	0.6%	4.4%	2.3%	31.0%	18.7%	2.1%	4.5%	3.8%	—

表4 明治前期における郵便局の最多設置かつ翌年より多い郵便局数の郡の割合

これらから、郡別にみても7年および13年の増加幅が大きく、13年から16年にかけても増加幅は他の年次と比べて相対的に大きいこと、16年が最多かつ増加した割合は全体の3割に上っていること、ピークは16年で17年から減少に転ずることが分かった。

③ 要因の検討

明治7年(1874)の増加および13年の増加については全国向けの中央政府の達は見えないが、7年については5年の郵便局ネットワークの全国展開や6年の距離別郵便料金の全国均一料金化の後のことであり、いよいよ郵便ネットワークの線から面への展開がなされた時期ということでもありその対応として郵便局ネットワークの充実が各地域でなされたことが推測される。また、13年については未だ事例の把握が僅少であるが、小原(2021)で紹介したように駅通局と県の間で契約による「特別地方郵便」の利用が可能となることによりそれまでの公用便ルートに代えて郵便の利用による県庁と郡役所間の公用文書の発受が行われるようになるといった需要側の要因に対応した可能性がある。

16年をピークとして17年に郵便局数多くの府県や郡で顕著に減少することの要因や背景について近年の研究をみると、藪内・田原(2010)の134-135ページでは大隈財政による10年以降の急激な物価上昇や14年の松方財政によるデフレーションなど景気が大きく変動した時期には廃止された郵便局も少なからずあったが郵便事業の積極的な拡大政策によって新設された郵便局が多かったため郵便局数は増加していることおよび16年2月の駅通区編制法の実施に伴い郵便局と郵便線路の調整が進められた旨指摘しており、井上(2011)の52ページでは短期間で廃止されるような郵便局が設置された原因を「特別地方郵便法」「約束郵便法」によって一挙に増加した郵便局施設は各府県によって公用通信を完璧に行うことを前提に増設したもので合理的に集配事務を行うための科学的根拠に基づいたものとはいえないものであったものを16年の駅通区編制法の施行時にひとまずそのまま引き継いだ上でその後の各駅通出張局の調査によって17、18年に大幅に修正されたものと考えられる、としている。この時期を含む明治前期の郵便局数の増減について、本稿で整理した道府県別の松方デフレ前後の状況を見ると、13-14年で減少したのは千葉県および香川県のみであり14-15年では福島、山梨、長野、福岡および佐賀であっていずれも数局程度であり、この時期の経済要因による郵便局数の減少についてはあったとしてもごく限られたものとする。千葉県の郵便局ネットワークの変遷を見た小原(2010)で「駅通区編制法以降、一時期、郵便局の統廃合が急速に進んだが、その内実は需要を見込んだ合理的な措置が採られた可能性が高い」と考えると述べたが、本稿の府県別及び郡別の増減結果からもそれが一層明確になったといえ、同じく「創業期から府県やそれぞれの地域の状況を各府県ごとに勘案・反映してきた郵便局設置の実質的な権限や仕組みが中央政府の機構の整備に伴って中央政府に移ったことにより、全国的な視点から需要に応じて均衡が図られ、順次調整されていった結果である」と考えると指摘は今回も踏襲すべきものとする。

さらに、17年の郵便局数の減少については上述のとおり『駅通局第十四次年報』で駅通出張局を開設以来大いに事業の改良を図って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられているとおりであろうが、その具体的な契機となったものは、17年2月に駅通総官から地方監察掛あてに発出され7月1日からそれによる改良がなされることとされた規17第1797号の達であると考えられる。なお、17年より後も調整が続いたが、その要因は『駅通局第十三次年報』や『駅通局第十四次年報』にあるように、その後も「約束郵便」を利用する府県が存在してお

りその需要側の要請への対応に時間を要したものとする。

最後に17年の規17第1797号の達を詳しくみておくこととする。この達は、達文の後に、改良ノ大旨、郵便局ニ関スル件、郵便線路ニ関スル件、逓送賃ニ関スル件および集配料ニ関スル件の5項を連ね、郵便局ニ関スル件以降はそれぞれ凡例として具体的な基準を列挙していた。これらのうち、達の冒頭から改良ノ大旨までについて詳しくみると以下のとおりである。(下線筆者、以下同じ)

規十七第一七九七号

地方監察掛

郵便区画郵便局位置并ニ郵便線路及逓送賃集配料ノ一般改良シ来ル七月一日ヨリ施行スヘクニ付右改良ノ大旨及其取調ノ方法概子別紙甲号ノ通りニ候條其任区内ニ係ル分該方法ニ照シ夫々実地ニ就キ取調来ル四月三十日迄ニ本局ニ到着ノ日積ヲ以テ差出スヘシ其駅逓出張局設置ノ区ハ右着手前ヨリ総テ出張局ニ協議シ取調フヘシ出張局設置ナキ区ハ取調ノ上地方廳ノ意見ヲ取り差出スヘシ尤モ出張局ヘハ別紙乙号ノ通り相達シ地方廳ヘハ別紙丙号ノ通り通知置候其旨相心得ヘシ此段相達候事

明治十七年二月十六日

駅逓総官野村靖

改良ノ大旨

郵便ノ事業タル漸次拡張今日ノ盛大ニ至リ都鄙人民之レカ便益ヲ蒙ラサルモノ無シ然ルニ該事業実施以来年猶浅キヲ以テ全般ノ権衡ヨリ成跡ヲ見ルトキハ甲国ニ厚クシテ乙国ニ薄ク東郡ニ密ニシテ西郡ニ疎ナルノ感未タ免レサル所アリ今ヤ郵便局数五千三百有余線路實里程二萬八百里有余ニ及ヒ集信配達ノ度数幾回ノ定期ハ概子設立セリト雖モ其方法ノ厚薄疎密ヲ免カレサルモノハ獨實施以来年猶浅キノミナラス吏員ノ派出普子カラス又出張局設立ノ備ヘ無キヲ以テ局ノ設クル線路ノ開クル集信配達ノ定メル多クハ地方廳ノ意見ヲ採リ之ヲ開キ之ヲ拡張スルニ由ル故ニ地方廳ノ注意如何ニ由リ方法事業ニ精粗ヲ釀成シタルヲ以テ今日ニ於テハ改良ヲ加ヘサルヲ得ス是ヲ以テ今ヤ此改良ニ着手セントス其改良スヘキモノハ第一局ノ位置線路ノ往復集配ノ度数ニ就テ其方法ノ原規ヲ立テサルヲ得サルナリ其原規ハ左ノ如シシ要スルニ地況ノ冷熱戸口ノ繁閑等實地ニ就テ便否適否ヲ酌量シ改良スルニ在ルナリ

この達は、郵便区画、郵便局位置、郵便線路、逓送賃および集配料を改良するとしていたが、その理由は「改良ノ大旨」に述べられており、その要因は下線のようなことであった。これは、地方機関としての駅逓出張局が設置されるまでは郵便事業に関する中央直轄の機関はなく、中央政府と郵便局等の間に立って郵便の管理事務を担当していたのは道府県であったため、郵便局の設置等の権限は中央政府（駅逓局（それより前は駅逓司））にあったとはいえ、実態は道府県からの上申によっていたことから、置局や郵便線路の開設や集配の設定については地方庁である道府県によってばらつきが生じ、この段階では見直さざるを得ない状況となっていたということであろう。その見直しは、地域の社会、経済、戸数等を勘案し、利便性に配慮したものであった。

続いて「郵便局ニ関スル件」をみると以下のとおりである。

郵便局ニ関スル件

郵便局現今配置ノ適否ヲ通観スルニ配置未タ整頓セス或ハ置局多キニ過キ各局ノ距離近接シ又ハ位置僻在シ設置ノ要ナキモノアリ或ハ其近接ナル為メ逋送を遅緩ナラシムルモノアリ或ハ郵便区ノ狭少ナルカ為メ集配料ノ贅費ヲ要スルモノアリテ事業ニ便ナラス又経費ヲ冗スルモノナシトセス是ヲ以テ今ヤ此等ノ不利ノ郵便局ハ廢止シ配置其宜シキヲ得ントス其取調タル土地ノ状況郵便物ノ多寡逋送ノ便否集配ノ都合ヲ稽考シ事業ノ妨害タラスシテ経費ヲ節減シ得ルヲ主要トスヘシ而シテ其廢止改定スヘキモノハ大抵左ノ例ノ如シト雖モ要スルニ郵便局ノ配置ハ土地ノ状況郵便物ノ多寡逋送ノ便否集配ノ都合如何ニ依ルヘク一律一定ニ處スヘカラサルヲ以テ宜シク実地ノ状況ヲ審査シ之ヲ取調フヘシ故ニ置局接近ナルモ郵便物数ノ多キカ又ハ線路分岐ノ地ニアル局ノ如キモノ或ハ其ノ一局ヲ廢シ他局ニ合併スルトキハ区域廣濶ニ過キ之ヲ他二分属セシメ得サルモノノ如キヲ強テ廢止シ又ハ廢止ノ為メ著ルシク逋送集配ノ支障ヲ来シ又ハ郵便差出者ノ不便ヲ生スル等ノ事アルヘカラス以テ新置スヘキハ之ヲ新置シ以テ廢止スヘキハ之ヲ廢止シ又ハ其廢止シタル後差立者ニ不便アルモノハ函場を交置スル等其ノ宜ニ從フヘシ

郵便局の配置をみると局間が近かったり辺地に所在していて不要なものがある、局間が近い
ため逋送に支障をきたすものがある、郵便局の担当エリアが狭いため集配料が余計にかかっ
ているといったことがあることから、土地の状況、郵便物の多寡、逋送の利便、集配の都合を考
えて事業を阻害せず経費を節減できるように改廃することとし、近接していても物数が多かっ
たり、郵便線路の分岐点にあたり、廢局すると移管した局のエリアが広くなり過ぎるところ
を強いて廢局したり、廢局すると著しく逋送や集配に支障をきたしたり利用者の不便を生ずる
ことのないようにすることとして、設置や廢止をし、廢止により利用者に不便が生ずると
ころには函場を設置するといった措置を講ずることとしている。

また、これに続く「凡例」をみると以下のとおりである。

凡例

一寒村僻地ニシテ必要ナラサルモノハ廢ス

本項ハ交通僅少ナル偏鄙ノ町村ニシテ一般ノ便益ニ關係ナク纔ニ其土地ノ便利ニ過キ
サルモノニシテ其集配ヲ最寄局ニ附属セシメ差支ナキモノノ類ヲ云フ

一甲乙間一里以内ニシテ必要ナラサルモノハ廢ス

本項ハ大市ニアラサルモノ又ハ逋送集配上必要ナラサルモノ、類ヲ云フ

一甲乙一里以外ナルモ廢止ノ為メ却テ集配ニ利便ヲ與フルモノハ廢ス

本項ハ主線ニ接近スル分線ノ行留局ノ如キ其集配ヲ主線ノ局ニ附属セシムル方却テ利
便ヲ得ルノ類ヲ云フ

一利便等一ニシテ経費ヲ減スルモノハ廢ス

本項ハ一里内外ヲ問ハス数局連置スルモノ又ハ数局湊置スルモノ若シクハ行留線ニア
ルモノニシテ其集配ヲ近隣局ニ負担セシムルモ實務上得失ナクシテ費用ヲ減シ得ヘキ類
ノモノヲ云フ

一位置不適當ナルモノハ換置ス

本項ハ線路結付ノ不工合集配ノ不便利ナルモノヲ他ノ利便ナル地ニ移スノ類ヲ云フ

一前各項ニ掲ケタル廢局ノ内受取所ヲ必要トスルトキハ之ヲ置ク

本項ハ郵便局ヲ全廢セハ其土地差出人ニ大ニ不便ヲ與フル等ノ類ヲ云フ

一未設置ノ地ニ郵便局ヲ新置スルモノ

本項ハ島嶼并ニ港津又ハ其町村農商業ノ要地ニシテ未タ郵便局又ハ受取所ノ設アラサルカ為メ郵便ニ依ラスシテ信書ヲ差出ス弊アルモノ又ハ郵便局若シクハ受取所ニ三里以上隔タリ置局必要ナル地ヘハ之ヲ新置ス
一前項ノ外開廢スヘク見込ムモノ

本稿ハ前文各項ニ拘ハラス實地ノ景況ニヨリ開廢ヲ必要トスルモノ、類ヲ云フ

凡例はこのように具体的に廃止や移転の基準を示すとともに、郵便局を廃止すると利用者にとって大いに不便となるところには窓口機能のみの郵便受取所を設置すること、地域の要地であるのに郵便局や郵便受取所がないために郵便でない方法で信書を差出しているものや郵便局や郵便受取所から3里以上ある置局が必要なところには郵便局を新置する、としている。

4 まとめ

以上みてきたように、明治前期における郵便局の増減についてみると、道府県の増減については、設置郵便局数の最多年に該当する道府県の数は明治16年（1883）の29（47道府県の61.7%）、次いで15年の19（同40.4%）であるとともに、7年、8年および9年に既に明治前期の最多設置局数を記録した県（神奈川県および滋賀県）があり、早期に郵便局の設置が進んでいたところがあったこと、各年別の道府県別の郵便局数の増減をみると10年に増加と減少と前年から不変の道府県数が3分の1ずつで均衡したほかは、創業から16年まで増加道府県数が多く、17年に減少に転じて21年までその傾向が続いたこと、増加の道府県が多いのは5年、7年および13年であり、減少のそれが多いのは17年および18年であり、設置郵便局数の最多年に該当する都道府県の数がピークを迎える16年やその直前で全体的な増加が急に起こったわけではないことが分かるとともに、17年で増加や前年と変わらない道府県数が急に少なくなり減少のそれが急増したことから、この年が明治前期における全国的な集配郵便局ネットワークの調整開始年であったことが確認できた。

また、郡別にみても、年次別の郵便局数が最大の郡数は10年および11年で若干の減少があるほかは16年まで増加し、17年から減少していること、最多設置年別に翌年郵便局数が減少する郡数を確認すると、16年が最も高くその割合は全体の3割を占めていたこと、17年から減少する郡が多かったことが分かった。

それらの要因については、7年の増加および13年の増加については全国向けの中央政府の達しは未見であるが、7年については5年の郵便局ネットワークの全国展開や6年の距離別郵便料金の全国均一料金化の後のことであって、いよいよ郵便ネットワークの線から面への展開がなされた時期ということから、その対応として郵便局ネットワークの充実が各地域でなされたことが推測され、13年については未だ事例の把握が僅少であるものの小原（2021）で紹介したように駅通局と県の間で契約による「特別地方郵便」の利用が可能となることによりそれまでの公用便ルートに代えて郵便の利用による県庁と郡役所間の公用文書の発受といった需要側の要因に対応した可能性がある。また、16年をピークとし、17年に郵便局数が多いの府県や郡で顕著に減少することについては『駅通局第十四次年報』で駅通出張局を開設以来大いに事業の改良を図って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられているとおりであろうが、さらに、その具体的な契機となったものは17年2月に駅通総官から地方監察掛あてに発出され7月1日から郵便局の改廃等がなされることとされた規17第1797号の達であると考えられ、これが大きく影響して17年以降の郵便局ネットワークの調整が進んだと考えられる一方で、その

後も「約束郵便」を利用する府県が存在しておりその需要側の要請への対応に時間を要したものと考える。

※ 本稿の作成に当たり、郵便史研究会の近辻喜一会長から国別の郡別データ一覧をご提供いただきました。このデータは田辺卓躬編、近辻喜一校訂（2015）の郵便局数を数え上げる際に大変有用なものでした。深く感謝申し上げます。また、本稿は2021年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を元に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である石井寛治東京大学名誉教授および出席者の方々から貴重なご示唆をいただくとともに、査読時にレフェリーの先生から具体的なお指摘および貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 井上卓朗(2011)「日本における近代郵便の成立過程 — 公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成 —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 小原宏(2010)「明治前期における郵便局配置に関する分析 — 千葉県郵便局ネットワークに着目して —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、83-95ページ
- (2021)「明治期における岩手県の郵便ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第12号、通信文化協会、9-31ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂(2015)『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 近辻喜一(2018)「データシート 郵便局の増置と特別郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第45号、46-47ページ
- 東京府北多摩郡役所(1983)『北多摩郡誌【復刻版】』象山社
- 藪内吉彦、田原啓祐(2010)『近代日本郵便史 創業から確立へ』明石書店、134-135ページ
- 山口修(1980)『全国郵便局沿革録 明治篇』日本郵趣出版

【その他の資料】

- 『駅通局第十三次年報』(16年7月1日～17年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>))
- 32ページに「当年度中鹿児島外5県と約束郵便の方法を実施す」とあり。内訳は不詳
- 『駅通局第十四次年報』(17年7月1日～18年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))
- 31ページに「当年度中富山静岡の2県と約束郵便の方法を実施し新潟高知島根の3県は解約す」とあり
- 『駅通局第十五次年報』(18年7月1日～19年3月31日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))
- 27-28ページに「当年度中電信局及び島根県と新たに約束郵便の方法を締約し又旧太政官及び京都、大阪、兵庫、新潟、埼玉、群馬、三重、愛知、滋賀、岩手、青森、広島、和歌山、高知、の2府12県は解約す。当年度において約束郵便の方法を継続締結せるは地理局及び神奈川県、長崎、千葉、茨城、栃木、静岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島島の27県とす」とあり
- 『日本帝国統計年鑑 第1回 復刻版』東京リプリント社

明治前期における郵便ネットワークの伸展

道府県	郡数	局数																		
		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
北海道	70	0	24	24	37	69	81	82	85	87	101	103	106	111	111	117	120	106	108	
青森	8	0	15	15	34	39	47	48	53	53	62	75	83	83	80	61	61	61	60	
岩手	19	0	20	30	59	61	63	61	62	62	74	76	76	100	93	75	73	73	73	
宮城	16	0	21	32	70	71	72	74	76	76	140	140	142	136	99	86	86	84	84	
秋田	9	0	21	21	42	47	49	49	50	51	77	84	91	91	83	78	78	75	74	
山形	11	0	38	39	140	142	135	137	137	137	138	158	161	170	161	128	120	114	111	
福島	21	0	52	57	123	131	122	132	132	157	222	222	220	219	205	143	140	137	137	
茨城	17	0	29	30	83	83	86	85	89	89	102	102	105	110	106	95	93	93	74	
栃木	10	0	42	40	77	76	98	92	99	101	119	122	146	147	146	111	109	108	73	
群馬	16	0	29	48	59	62	67	67	68	88	88	88	89	89	87	81	77	77	66	
埼玉	16	0	40	47	51	54	55	55	55	64	67	69	71	73	73	66	66	66	56	
千葉	21	0	71	70	97	103	114	115	120	121	200	199	199	199	191	127	127	127	98	
神奈川	12	13	20	23	53	53	53	48	46	46	46	46	46	46	38	38	38	38	37	
山梨	9	1	8	10	52	54	57	57	57	57	62	62	60	60	59	58	58	57	47	
東京	9	2	33	35	36	41	41	42	44	44	47	50	51	48	48	38	38	37	35	
新潟	18	0	91	53	58	232	219	221	221	222	243	245	250	249	211	178	172	172	167	
長野	16	0	51	60	159	160	160	159	161	168	192	194	193	208	191	97	97	97	96	
富山	5	0	13	14	35	34	34	32	32	36	36	36	36	37	56	53	51	49	45	
石川	8	0	23	24	47	47	50	50	50	51	60	62	62	62	42	41	41	41	41	
福井	11	0	15	14	42	43	47	44	44	44	48	48	51	54	53	53	48	47	44	
岐阜	24	4	22	26	73	73	89	91	91	91	92	100	144	144	119	108	100	99	98	
静岡	23	24	28	40	104	106	109	110	111	116	128	131	133	133	148	103	103	103	99	
愛知	19	11	27	31	50	51	90	90	92	93	118	146	147	147	117	111	110	108	107	
三重	21	7	21	31	83	81	81	81	80	91	101	105	109	109	96	94	94	85	86	
滋賀	13	5	30	33	81	82	82	73	73	74	74	74	74	74	54	54	46	46	45	
京都	19	5	19	44	59	60	67	67	85	85	91	91	101	111	111	78	78	78	78	
大阪	25	16	17	23	44	43	59	60	60	61	62	68	67	56	57	57	57	57	56	
兵庫	34	12	61	60	159	161	180	179	174	175	186	187	219	222	158	157	154	154	154	
奈良	14	21	26	28	55	59	59	59	60	63	63	63	77	75	70	69	69	69	69	
和歌山	8	1	23	27	31	54	54	52	52	53	61	83	83	83	82	81	80	80	80	
鳥取	14	0	27	26	37	37	36	37	36	37	37	44	44	44	44	43	43	41	34	
島根	20	0	47	46	86	91	92	92	92	92	93	109	127	128	109	99	98	97	84	
岡山	30	12	26	27	135	134	135	134	131	141	158	158	161	162	139	99	100	96	96	
広島	22	12	23	24	114	114	114	115	109	109	109	109	225	225	200	149	148	127	125	
山口	12	15	23	26	72	72	76	76	79	80	108	109	115	130	123	121	112	112	112	
徳島	10	0	12	12	43	45	90	90	93	90	96	100	102	101	100	48	48	48	48	
香川	12	0	12	13	45	45	56	55	55	55	58	57	58	59	48	48	48	40	40	
愛媛	18	0	17	17	55	55	55	53	53	54	80	82	90	92	85	85	82	73	73	
高知	7	0	18	18	86	86	83	83	85	91	107	107	107	107	103	90	90	83	83	
福岡	30	7	17	30	90	91	90	88	89	91	123	124	119	118	101	93	92	89	88	
佐賀	10	7	11	13	36	37	38	39	41	41	51	53	52	52	54	54	54	39	39	
長崎	10	4	10	11	50	56	57	56	56	56	72	75	76	83	91	90	91	82	82	
熊本	15	0	28	28	69	71	73	74	74	147	148	177	192	193	157	153	151	145	114	
大分	12	0	19	20	50	52	57	55	56	68	128	128	129	128	101	89	89	89	89	
宮崎	9	0	10	11	37	39	40	40	40	40	42	42	59	68	68	62	62	62	61	
鹿児島	26	0	7	23	81	84	97	98	102	99	105	105	118	131	126	105	105	104	99	
沖縄	1	0	0	0	12	12	12	12	12	12	12	12	20	20	20	19	19	18	18	
全国	780	179	1,237	1,374	3,191	3,493	3,721	3,709	3,762	3,934	4,626	4,814	5,187	5,298	4,813	4,083	4,016	3,883	3,683	

出所：田辺編・近辻校訂（2015）（国別のものを筆者において道府県別に再構成してカウント）

備考1：局数欄の計数は明治各年末のもの

備考2：網掛け部分は道府県別および全国の最多設置年を表すもの

（参考表） 明治前期における道府県別郵便局数

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日はいずれも2021年11月3日です。

（おばら こう 郵便史研究会会員）